

第2部 災害予防計画

第1章 地震に強いまちづくりの推進

第1節 まちづくりの計画的な推進

1 基本的な考え方

本市はその地勢上、少ない平地と谷戸地形、急傾斜地に近接した住家、幹線道路に数多いトンネル、長い海岸線などの特徴があり、大規模地震が発生した場合、さまざまな被害の発生が予想される。

本市は、地震に強いまちづくりを推進するため、本計画に基づき建築物・構造物の耐震化・不燃化、道路網の確保、建築物等への防災性能や省エネルギー性能の付加、防災空間の確保などに重点を置き、各種事業・施策を体系的にとらえつつ、横須賀市都市計画マスタープランと整合を図り総合的かつ計画的に推進する。

2 防火・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域の指定により建物の不燃化を図るとともに、幹線道路、公園緑地、不燃建築物郡等による延焼遮断帯を形成し、震災時の延焼火災の拡大を防止する。

これにより、市民の安全な避難に寄与するとともに、緊急物資の迅速な輸送体制を確保する。

第2節 都市施設等の防災化の推進

1 都市計画道路等の整備推進

震災時避難所、広域避難地、物資配送拠点、地域医療救護所などの主要な防災拠点を結ぶ道路や、消防活動等の緊急活動に必要な道路など、防災機能の強化も観点に含め整備推進を図る。

2 道路施設の安全性の確保

道路施設（橋りょう、トンネル等）について、法定点検結果に基づき、健全性が低いと判断された施設について、緊急輸送道路から優先的に補修、補強、更新を実施する。

3 港湾施設等の整備

本市の地勢から、陸上の輸送路が被害を受ける可能性が高く、緊急援助物資や応急復旧資機材などの陸揚げや、帰宅困難者の海上輸送などの応急対策に、港湾施設は重要な役割を果たすことが期待される。

このことから港湾施設の整備については、岸壁の耐震強化を進めるとともに、物資等の一時保管や応援部隊等の拠点などとしての防災機能が向上するよう、埠頭用地及び港湾緑地の空間を確保する。

また、漁港施設については、外郭施設等の整備を推進する。

4 海岸保全施設の整備

高波浪、高潮、津波による海岸背後の道路、住宅等への越波、浸水や海岸侵食による被害を防ぐため、海岸保全施設の整備による防護機能の向上を図る。

5 河川護岸等の整備

地震による護岸の崩壊などによる河川のせき止めに起因する浸水や土石流などの二次災害を考慮し、河川護岸等の維持補修を行う。

6 都市公園等の整備

(1) 防災の観点を含めた整備推進

大規模災害時に備えて、広域避難地や各種応急対策用空地など、防災上重要な空間として、都市公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保を推進する。

(2) 災害時に備えた整備推進

街区公園などの住区にある公園については、主に地域の一時避難地として使用するため、地域の実情を把握している自主防災組織（町内会・自治会）が地域単位で避難行動を行えるようスペースの確保を推進する。

7 谷戸地域対策の推進

本市特有の谷戸地域について、がけ崩れや火災による避難困難地域を解消するための防災対策を推進する。

8 市街地開発事業の推進

主要な鉄道駅周辺や老朽建築物の密集した市街地については、市街地再開発事業や土地区画整理事業等により市街地の防災性を向上し、利便性が高く安全なまちづくりを推進する。

第3節 ライフライン施設の強化

1 水道施設の対策

本市の水道普及率は100%であり、上水道施設の被災は市民生活に大きな影響を与えることが予想される。

上下水道局は、経年送配水管の耐震管路への取替えを推進するなど、地震発生時の被害軽減のため、次の対策を実施する。

(1) 水道施設の安全対策

本市の水道施設の安全対策の概要は、次のとおり。

項目	概要
施設の適切な維持管理	浄水場、ポンプ所、配水池等の基幹施設の適切な保全を行う。
配水管路の耐震化	水道管は更新に併せ耐震化を進める。

項目	概要
対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市・民間企業との連携強化

(2) 応急給水施設の確保

災害時の非常用飲料水を確保するため、応急給水施設を適切に管理する。

項目	概要
応急給水施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○主要配水池に緊急遮断弁 ○水道管直結式非常用貯水装置(100m³タンク)などの応急給水施設の適切な維持管理を実施

2 下水道施設の対策

上下水道局は、大規模災害発生時の生活環境保全のため、下水道施設の耐震対策、耐津波対策、浸水対策及び老朽化対策を推進する。

項目	概要
ポンプ場・処理場における対策	○耐震性が低い施設は、必要な補強工事を実施する。
管路施設における対策	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性の低い管路施設は、布設替え、管更生等による耐震化工事を実施する。 ○管渠とマンホールの接続部に可とう性の継ぎ手を設置する。
対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市・民間企業との連携強化

3 電力施設の対策

都市機能は、電気に大きく依存しており、災害時の停電が市民生活や災害対応に与える影響は極めて大きいため、次のような対策を実施する。

(1) 東京電力パワーグリッド㈱

項目	概要
施設の適切な維持管理	電力供給設備(送電・配電・変電設備)の耐震化等適切な保全を行うとともに、二次的被害防止のために有効な配電設備の地中化について道路管理者とともに計画的に進める。
送配電系統の多重化	送配電系統は複数の系統又は予備系統とネットワーク化されており、1系統に障害が発生した場合には、他系統に切り替えを行い、早期送電に努める。
被害状況の早期把握	○配電設備は、地震による建物等の倒壊、火災等による二次的被害を受ける可能性が高いため、被災後の巡視により被害状況を早期に把握する。 ○切れた配電線による感電などの二次災害防止のため、安全処置を迅速に行う。
復旧時の配慮	阪神淡路大震災では、配電系統が復旧した建物から通電火災が発生したことを教訓に、復旧時の安全対策に配慮する。

(2) 本市

項目	概要
非常時の電源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点となる公共施設等に配備した電気自動車（EV）とPCSにより、非常時の電源供給を実現する。 * PCS（Power Control System：電力制御装置） EVのバッテリー充電とバッテリーからの給電を行う装置 ・ 市保有EVの電力が不足する場合は、協定事業者の自家発電設備からEVに電力供給を受ける。 ・ 協定事業者が市内店舗で保有するEVからスマートフォンへの充電など、地域住民に電源供給を実施できる体制を整備する。
再生可能エネルギーの活用	防災拠点となる公共施設等に太陽光発電など、災害に強い再生可能エネルギー等を導入し、災害時でも電力が利用できる体制を検討する。

4 都市ガス施設の対策

東京ガスネットワーク㈱は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に回復するため、防災環境の設備等の防災対策の推進を図る。

項目	概要
施設の機能確保	供給施設の耐震化及び分散化、供給系統の多重化、拠点の分散及びガス供給を停止した地区は迅速な復旧を行うためITを活用したシステムの整備に務める。

項目	概要
ガス漏えい防止策の推進	大地震発生時には家庭のマイコンメーター（ガスメーター）が震度5相当の揺れを感知しガス供給を自動的に遮断する仕組みを設けている。さらには供給エリアを複数のブロックに分け被害の大きい地域（ブロック）のみを遠隔で遮断する仕組みを設け、ガス供給停止地域を最小限に抑えながら二次災害を未然に防止する。

5 LPガスの対策

（公社）神奈川県LPガス協会横須賀・三浦支部は、LPガスに起因する災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に回復するための体制づくりを推進する。

項目	概要
災害対応のための体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況を迅速かつ的確に把握する体制及びシステムの構築に努める。 ○上記及び必要な事項について、協会地震災害対策規程に基づき防災体制の整備を図る。 ○連絡体制の確立、確認のため、定期的に訓練を実施する。
地域への燃料確保の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点リストを点検し、市が設置する避難所、防災拠点等への支援体制の整備を図る。 ○避難所等への応急供給が迅速に行えるよう、LPガス充てん所との連携を図る。
ガス漏えい防止策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○主に一般家庭等では、マイコンメーターの設置により震度5相当の揺れを感知した場合に自動的にガスを遮断できる設備となっている。 ○高圧ホース（LPガス容器と調整器を繋ぐホース）のガス放出防止機能により、地震の揺れによってLPガス容器が転倒した場合でもガスが放出されない措置をとっている。

6 通信サービス施設の対策

通信サービス事業者は、音声通話、インターネット、コンピュータ間の情報伝達等の通信網の不通は、災害対応や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、次のような対策を実施する。

項目	概要
設備の対災性向上	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に有効な通信ケーブルの地中化の促進 ○電気通信設備に対する予備電源の確保 ○主要伝送路の多ルート化・ループ化の促進 ○主要中継交換機の分散配置
重要通信の確保	災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合、重要通信を確保するため通話の利用制限措置を行う。

項目	概要
通信の疎通に対する 応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法が適用される規模の災害時における公衆電話の無料化実施 ○災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び災害用伝言板の運用を開始 ○罹災者の用に供するための臨時公衆電話を避難所に優先設置
災害対策機器の配備	電話設備等が被災した場合に備え、重要通信の確保、通信の途絶防止のための移動電源車、移動無線車等の災害対策機器を配備する。

7 鉄道施設の対策

鉄道事業者は、地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次のような対策を実施する。

項目	概要
施設・設備の耐震化	盛土、法面、橋りょう、高架橋などの施設について、必要な耐震点検及び補強を行うとともに、予め地震時における要注意構造物を特定しておく。
地震列車防護装置の設置	地震計や緊急地震速報のデータにより、自動的に列車を停止するための装置の設置を進める。
運行停止時の対応の検討	運行停止時の旅客対応や駅周辺での混乱防止措置について事前に検討する。

第4節 建築物の防災化の推進

1 建築物の耐震化の基本方針

地震による死傷者数及び経済被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化を推進することが不可欠である。

本市においては国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「神奈川県耐震改修促進計画」と連携した「横須賀市耐震改修促進計画」（以下、市促進計画）に基づき、各種耐震化策を推進する。

2 一般建築物の耐震化促進

(1) 住宅の耐震化促進

戸建住宅及び共同住宅の耐震化については、現状の耐震化率を踏まえ、市促進計画に基づき戸建住宅に重点をおき耐震化率向上のための支援を行う。

(2) 民間建築物の耐震化

耐震改修促進法第6条の規定に基づき、市促進計画を策定し、民間建築物の耐震化の目標を定める。

また、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備等、耐震化を進めて行くための施策を講じ、耐震診断および耐震改修の促進に努める。

3 耐震診断・耐震改修の支援

建築物の耐震化推進にあたっては、建築物の所有者等が自らの生命・財産を守るという意識と、地域の防災問題としての認識を持つことが重要である。

そのため、所有者等が耐震化を実施する際の支援策を整備する。

制度・事業名称	対象の概要	内 容
軸組木造住宅の耐震化支援	平成12年5月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する方	耐震診断・改修計画書の作成、耐震補強工事図面作成、耐震補強工事、工事監理、耐震シェルター及び防災ベッドの設置費用の一部補助
共同住宅の耐震化支援	昭和56年5月末日以前に着工した分譲マンションの管理組合	耐震診断に至る前段の予備診断費用、耐震診断費用の一部補助
町内会館の耐震化支援	町内会館及び自治会館	耐震診断費用の一部補助
耐震改修に対する税の特例措置	旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修を行ったもの	固定資産税の減額及び所得税の控除

4 居住空間等の安全対策

(1) 落下物防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、瓦、看板等の落下による危険を防止するため、繁華街の道路や通学路に面した建築物を中心に、落下物が発生するおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、看板など、落下物防止の重要性について啓発・指導を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀を所有している市民等に対して、日頃から点検に努めつつ、危険なブロック塀に関しては、補強又は改築するよう指導する。

また、ブロック塀の安全点検法や、安全なブロック塀の構造、施工方法などについて市民等に啓発を行う。

(3) 高層建築物の安全対策

高層住宅は、一般的に耐火性、耐震性に優れ、地震においても比較的安全と考えられるが、エレベーターの停止やライフラインの寸断により思わぬ負担や被害を受けることになるので、住民等への意識啓発に取り組む。

5 空き家の適正な管理及び除却の推進

地震時に倒壊する恐れのある老朽化した建物や旧耐震基準等の建物で空き家となっている建築物に関しては、所有者が適切な管理及び除却を行うよう助言、指導などを実施する。

6 その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減を図るための応急危険度判定制度の整備について、県との連携を図り推進する。

また、住宅や建築物の耐震化を促進するとともに、旧耐震基準等の危険が予測される建物の除却・更新を推進する。

7 文化財等の災害対策

(1) 防災訓練の実施

火災等の災害による文化財の被害を未然に防ぐため、文化財防火デー（毎年1月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施する。

(2) 文化財の火災予防

文化財指定の建物については、消防法に基づいた消防設備の設置等を指導する。

第5節 地盤災害の防止

1 がけ、擁壁の防災化の推進

本市は、崩落の危険性のあるがけが多く存在するため、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業と連携し、がけ崩れ災害を防止するための対策を推進する。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、指定基準に該当する場合は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県知事が市長の意見を聞いて急傾斜地崩壊危険区域を指定のうえ、崩壊防止工事を行う。

項目	概要
指定基準	○傾斜角が30度以上、かつ高さが5m以上のがけ ○崩壊により危害が生じるおそれがある住家が5戸以上 又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に 危害が生じるおそれがある区域
本市の対策	県と連携し、急傾斜地崩壊危険区域の周知、当該区域内 での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等） の規制が効果的に実施されるよう努める。

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく防災の指導

宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域として市域の全域を指定し、計画、構造、施工等について指導する。

(3) がけの改善事業

制度の名称		対象の概要	内 容
国の制度	急傾斜地崩壊対策事業	○角度 30 度以上、高さ 10m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 10 戸以上密集している区域で総工費 7,000 万円以上	神奈川県が防災工事を実施
県の制度		○角度 30 度以上、高さ 5 m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 5 戸以上密集している区域	
市の制度	既成宅地防災工事等助成事業	○角度 30 度以上、高さ 2 m 以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけ ○がけの上又は下に住居がある	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事の助成を行うとともに、工事費の市内の銀行、信用金庫等からの融資を紹介
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けた者	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構が工事費を貸付け

(4) がけに対する安全対策の推進

県と連携し、がけ崩れ災害のおそれがある箇所の把握に努めるとともに、がけ崩れによる被害防止のため、パンフレット等によりがけに対する注意事項について周知する。

また、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を示した土砂災害ハザードマップを作成し周知することで、市民に対する注意喚起を行う。

2 液状化対策

液状化とは、地震動により地下水を含んだ砂層が液体状になることにより地盤面が軟弱化する現象で、県の地震被害想定調査結果によると、市内における液状化発生のおそれのある地域は、海岸沿いや河川流域に分布している。

これらの地区を中心とした液状化による被害を防止するため、県の地震被害想定調査結果や「建築物の液状化対策マニュアル」を活用し、液状化による住宅、ライフライン等の被害軽減のため情報提供に努める。

第6節 公共の空地、施設の事前把握

大規模な震災が発生した場合、防災関係機関による救援活動や応急仮設住宅の建設、災害廃棄物の処理など様々な応急対策活動や復旧復興活動が並行して行われ、これらの活動のために多くの公共空地や施設（以下、空地等）が必要となり、更にはそのニーズは時系列で変化していく。

そのため、空地等の被災状況により、その使用の可否を判断し柔軟に対応する必要もあるが、速やかな応急活動を実施するため、平時から本市及び関係機関等が所有する市内の空地等の把握に努めるとともに、災害発生時には空地等を次のとおり主要対策のために利用する。

区 分	主な利用目的（時系列順）
市、県、国等が管理する空地 （市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所（広域避難地） 2 救援拠点（ヘリポート、応援部隊活動拠点） 3 応急対応・復旧資材置場 4 仮設住宅建設地 5 災害廃棄物仮置場
市、県、国等が管理する施設 （市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設）	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所（地域医療救護所） 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害時ボランティアセンター 6 災害応急施設

第7節 円滑な復旧・復興のための事前対策

関係部局は、円滑な災害復旧・復興に資するため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努める。

第2章 防災力強化の取り組み

第1節 消防力の整備・強化

1 公設消防力の強化

地震時に同時多発火災への対応力の強化のため、油圧ショベル及びホイールローダーや災害対策用ドローンなど、消防車両・資機材の整備強化を図るとともに、地域特性等を考慮して非常用消防車両の配置を行う。

また、救命効果の向上を図るため、専門的知識の習得など救急高度化を推進する。

2 消防団の強化

(1) 組織の強化

消防団員の地域に根ざした活動は、災害時には非常に有用なものであることから、消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力体制の環境づくりに努めると共に、災害対応能力を向上させ、更に地域の自主防災組織との連携強化を推進する。

(2) 資機材の強化

同時多発する火災に対応するためには、消防局の消防力のみならず、地域の消防力である消防団の消火活動が重要となるため、地域特性を考慮し、消防ポンプ自動車又は可搬式小型動力ポンプを配置する。

また、地域の防災拠点となる消防団詰所に、消防車両や救出救助活動装備などの資機材の整備強化を図る。

3 消防水利の確保

地震時には、水道管路の破損などにより消火栓の使用が不能になる場合も考えられるため、耐震性貯水槽の整備、海水等による大量送水システムの整備やプールなどの貯水施設の常時使用が可能になる措置など、消火栓に依存しない消防水利の確保を進める。

4 震災消防計画等の策定

地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の効果的な実施を図るため、あらかじめ次の事項を内容とする震災時災害活動計画等の事前計画を策定する。

項目	概要
緊急参集体制の整備	消防職員・消防団員の緊急参集体制を整備する。
水利の確保	地震時においても使用可能な水利を確保する。
救助体制の確立	倒壊家屋からの救出及び要配慮者の救助体制を確立する。
通報体制の確立	火災の早期覚知、通報体制を確立する。
監視システム等の検討	地震時に特に大きな被害が予想される地区の被害状況等の把握ができるシステムの検討を行う。
後方支援体制の強化	元消防職員・消防団員による防災支援隊の協力を得て、災害活動の後方支援体制を強化する。

5 横須賀市防災支援隊や事業所消防隊との連携

地域における防災力を一層高めるために、消防活動の経験を有している消防職団員の退職者で結成する「横須賀市防災支援隊」や事業所消防隊との協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実・強化を図る。

第2節 情報通信網の整備

地震発生時に、市民に対し迅速・適切に情報提供を行うと同時に、救援・救助活動に携わる関係機関が被害状況を的確に把握し、相互連絡を緊密にとり効果的な活動を行うことができるように、災害情報通信網の整備を図る。

なお、整備にあたっては情報通信技術の進歩に注視し、途切れない通信手段の確保を念頭におくこととする。

1 庁内及び防災関係機関等との情報通信

(1) 災害情報共有システムの運用

的確かつ迅速な意思決定を可能とするため、災害情報を一元管理し、全庁で共有するシステムを運用する。

大規模災害時においても利用できるように、各部局は平常時から、このシステムの活用を行う。

(2) 衛星電話

通信の輻輳の影響がないため、災害対応の拠点となる災害対策本部、市役所関係各課、行政センター、消防局、市立病院、地域医療救護所に設置する。

なお、衛星電話については、平時からの適切な管理を行うとともに、電源管理、アンテナの方向・設置場所の検討など緊急時の連絡が円滑に行えるよう準備する。

(3) 災害時優先電話

市各課の加入電話及び携帯電話の一部は、災害時優先電話に登録されており、災害発生後に音声通話が輻輳している場合でも音声通話を確保できる。

これら回線については、設置場所の周知など緊急時の連絡が円滑に行えるよう準備する。

(4) その他の庁内通信網及び補助手段

通信手段	活用方針の概要
内線電話	○各部局（対策部）間の情報受伝達は、原則として内線電話（PHSを含む。）により行う。 ○内線電話網が被害を受けている場合は、衛星電話又は災害時優先電話（加入電話）を活用する。
庁内放送	庁内全体に緊急で情報共有を図る場合は、庁内放送を活用する。

通信手段	活用方針の概要
その他の通信網整備	<p>通信手段が十分に確保できない場合には、以下の手段を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市が保有する消防無線、水道無線 ○関東地方非常通信協議会構成員の無線設備 ○横須賀市アマチュア無線非常通信協議会の無線通信 ○災害対策基本法第 57 条に基づく通信設備の利用 (通信の機能が全てマヒした場合) ○関東総合通信局災害対策用移動通信機器の貸出の活用 (簡易無線機、MCA 無線機、衛星携帯電話など) <p>なお、アマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。</p>

(5) 県・防災関係機関との情報収集・伝達体制の整備

防災関係機関や県出先機関、県内各市町村などとの間での災害時の通信の確保や、一斉指令など迅速で確実な情報受伝達を行うために整備された神奈川県防災行政通信網や県災害情報管理システムについて、災害時に円滑に使用できるよう平時からの活用に努める。

通信手段	活用方針の概要
県防災行政通信網	県、各市町村及び防災関係機関間の通信に用いる。
県災害情報管理システム	県及び各市町村間の被害状況の報告等に用いる。

2 防災行政無線

項目	概要
固定系無線設備	<ul style="list-style-type: none"> ○子局(放送塔)から地震等の災害情報などを市民へ伝達する。 ○放送は、市民の生命財産の確保に資する情報を優先とする。
防災行政無線放送の補完措置	<p>防災行政無線の放送は屋外での放送のため、屋内にいる場合や、気象条件によっては聞き取りづらい場合がある。</p> <p>そのため、防災行政無線の放送内容を提供するサービスを多様に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ ○防災情報メール ○SNS ○テレビのデータ放送 ○テレフォンガイド ○ファクス通信

3 通信システムの安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

項目	概要
非常電源の確保	外部からの電力供給停止に備え、防災拠点の自家発電装置や発動発電機の整備を図る。

項目	概要
通信システムのバックアップ	システムの多ルート化などバックアップ体制を整備する。
通信機器の維持	通信システム、機器については、適切に維持管理を行い、通信に支障のないよう努める。

第3節 市民への情報伝達手段の多様化

防災行政無線は、緊急災害時に屋外にいる市民や広範囲の地区に対して一斉広報が可能であるが、より多くの市民に確実に伝達するため、ホームページ、防災情報メール、SNS、インターネットでの情報提供やテレビのデータ放送など、様々な情報伝達手段を活用する。

1 ファクスの整備

電話や無線と比較して、情報の伝達精度の高いファクスについても、住民への情報伝達手段として活用していく。

2 報道機関・地域密着型メディア（コミュニティFM、ケーブルテレビ）等の活用

震災時には、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況など市民が必要とする情報を的確に伝え、地域の混乱を最小限にとどめる必要がある。

このことから、情報伝達に大きな影響のあるテレビ・ラジオによる情報伝達についてLアラート（災害情報共有システム）を活用し、各報道機関等との連携に努める。

3 災害状況に応じた広報体制の整備

市民に対して迅速かつ正確な情報提供を行うため、防災行政無線やインターネットでの情報提供ほか、地域への貼り紙による掲出等含め災害状況に応じた適切な広報が行える体制を整備する。

項目	情報伝達手段
緊急に伝達するもの（「避難指示」等）	防災行政無線、広報車、インターネット、テレビ、ラジオ等
一斉に伝達するもの（地震情報、救護所開設情報等）	防災行政無線、広報車等
地域や時期を限って伝達するもの	防災行政無線、広報車、貼り紙、自主防災組織による伝達等
被災地域外に伝達するもの	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等

第4節 行政情報管理システムの保護

行政情報システムは、広範囲の庁内業務を支えるものであるとともに、災害対応業務や災害復旧等においても必要となるため、関係部局は、情報管理システムに不具合が生じた場合に備え、対応方法やバックアップ体制について保守管理業者等と調整する。

第5節 防災備蓄の推進

1 防災備蓄の基本的方針

住宅を失った被災者等が避難所で一時的に生活するための食料、生活関連物資や応急活動のための資機材の備蓄を計画的に進める。

また、災害時は市場流通の混乱などから物資の入手困難が予想されるため、市民に対し支援物資が到着するまでの当面の間（1週間分）の家庭内備蓄を呼び掛ける（「第10章第2節 自助のための防災力の向上」による）。

2 食料及び生活関連物資等の備蓄

災害時には、道路損壊等により物資の輸送が困難になることも考えられるため、防災資機材倉庫や防災倉庫、市立小中学校、防災活動拠点に、食料や生活関連物資等を分散備蓄する。

(1) 食料及び生活関連物資の備蓄

危機管理課は、全人口半数の1食分（約19万食）の食料、応急給水体制が整うまでの間の緊急用飲料水として、ペットボトル保存水、毛布等の生活関連物資を備蓄する。

(2) 避難所運営資機材、防災資機材の備蓄

関係部局は、避難所運営や救出救助活動等を円滑に行うための発電機、投光器、運搬用機材、炊き出し用機材、および避難所の環境を確保するための資機材について整備・備蓄する。

3 防災倉庫等の整備

食料、生活関連物資及び防災資機材を備蓄するため、倉庫・収納庫を整備する。

種別	場所	備蓄物資の種類
防災資機材倉庫	○日の出町防災資機材倉庫 ○北防災資機材倉庫 ○衣笠防災資機材倉庫 ○佐原防災資機材倉庫 ○西防災資機材倉庫	○応急対策用資機材 ○備蓄食料(被災者用) ○生活関連物資
防災倉庫	○各行政センター ○消防局庁舎地下	○避難誘導資機材 ○職員用備蓄食料(職員用) ○緊急用飲料水(職員用)

種 別	場 所	備蓄物資の種類
防災備蓄倉庫	震災時避難所 (校舎内余裕教室や体育館の 一部を使用)	○備蓄食料(被災者用) ○緊急用飲料水 ○生活関連物資
防災収納庫	震災時避難所ほか (校庭や広域避難地等に設置)	○応急対策用資機材 ○避難所運営用資機材

4 備蓄物資の充実等

関係部局は、備蓄している物資・機材の定期的な確認を行うとともに、訓練において使用するなど、適切な取り扱いが可能となるよう努めるとともに、更新時等の物資選定にあたっては、常に最新の情報を収集し、保存期間や性能、品質、利用対象者への適合等を考慮して選定し、適正に管理する。

5 応急対策従事職員用食料等の備蓄

災害応急対策に従事する職員は、市庁舎、災害現場、震災時避難所などにおける業務を継続的に実施することから、関係部局は、職員の体力の消耗を補うための食料及び飲料水などの備蓄を進める。

第6節 飲料水等の給水体制の整備

災害時には、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないものと予想されるため、上下水道局は、災害時の応急給水体制について整備する。

1 飲料水の確保量

飲料水については、上下水道局の計画に基づき、震災直後から1人1日3リットルを目標とし、以後、炊事や衛生など生活維持の面も含め1人1日100リットルまで給水量の確保に努める。

2 飲料水等の供給体制の整備

(1) 飲料水の供給

市内には、非常用貯水装置が震災時避難所及び公園等に46基設置されているほか、配水池や貯水機能を有した配水幹線等が整備されており、災害時にはこれらの設備からの給水を中心とした応急給水体制を整備する。

(2) 医療機関への供給

災害拠点病院及び応急二次病院と連携し、災害時の医療活動に必要な水の応急給水体制について整備する。

第7節 学校等の防災力の強化

1 防災計画等の策定

(1) 防災計画等の策定

教育委員会は、児童・生徒・教職員の安全確保のため、所管する学校及び幼稚園（以下、学校(園)）における防災体制を構築するとともに、災害対応が適切かつ迅速に行えるよう県が策定した「学校防災活動マニュアルの作成指針」に基づき、学校(園)別の危機管理マニュアル（以下、個別計画）の策定を推進する。

なお、個別計画の策定にあたっては、周囲の地形や道路状況などを踏まえて策定するとともに本計画及び活動細部計画との整合を図る。

また、震災時避難所に指定されている学校においては、避難所の開設及び運営の円滑化を図るため、避難所運営委員会が策定した「震災時避難所運営マニュアル」との整合に配慮する。

(2) 個別計画の改善等に関する指導・助言

教育委員会は、各学校(園)が策定した個別計画が各学校(園)や地域の実態に即したものになるよう見直しや改善の指導・助言を適宜行う。

2 教職員及び児童生徒の安全対策の推進

(1) 教職員等の災害対応能力の向上

学校(園)は、教職員の任務や防災教育等に関する研修等を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、災害時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

(2) 児童・生徒等への防災教育の推進

学校(園)は、児童生徒の発育段階や施設の立地状況等を踏まえながら、教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育及び防災訓練を実施する。

また、平時から地域内の安全点検や危険箇所の確認周知を通じて地域住民の一員として貢献できる人材育成など、家庭や地域と連携した防災教育についても推進する。

(3) 児童・生徒等のための防災備蓄品の整備

市立学校においては、震災時に児童生徒等を学校(園)等で保護する際に必要な物資を備蓄する。

3 私立学校や社会福祉施設、児童福祉施設等の安全対策の推進

市内の私立学校は、県からの指導により安全対策を推進する。また、市内公立学校と同様の対応をとることも重要であるので、関係部局は、本市の防災対策に関する情報を提供する等の支援を行う。

また、高齢者や障害者等が利用する社会福祉施設や「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」で対象とする認可保育所、幼稚園、認可外保育施設、学童クラブ等児童が通所して利用する施設や入所する児童養護施設等（以下、児童福祉施設等）における安全対策については、「第11章第3節 要配慮者対策の推進」及び「第4節 児童福祉施設等における防災対策の推進」に基づき実施する。

第3章 避難所・避難地の整備

第1節 震災時の避難

1 震災時の避難の考え方

地震発生直後から、むやみに避難行動をとることはかえって危険な場合もあり、避難方法や考え方は、地震発生からの時間経過や周囲の状況によって変化するため、市民に対して次のとおり周知を行う。

(1) 地震発生直後

→ 『状況に応じて身の安全を確保しましょう』

自分がいる場所や状況に応じて、安全を確保できる場所を選択する。

併せて、テレビ・ラジオ・スマートフォンなどで正確な情報を入手し、周囲の状況などを確認するなど落ち着いて行動する。

項目	概要
海岸や河口付近にいる場合	津波のおそれがある場合は、海岸や河口から離れた高い場所へ避難する。
自宅やその周辺にいる場合	近隣の空地(町内会などで定めた一時避難地や公園など)へ避難する。
周辺で大規模な延焼火災が発生した場合	火災による熱や煙から逃れるために、自分がいる場所に近い、又は避難しやすい広域避難地に避難する。

(2) 身の安全を確保したら

→ 『生活場所を選びましょう』

項目	概要
自宅の倒壊や火災による危険がない場合	震災時避難所は、自宅が被災して生活が出来ない方の生活支援を行う場となるので、避難所の混乱を防止するため、自宅で避難生活(在宅避難)を送る。
自宅の倒壊やそのおそれがある場合	親戚宅・友人宅等に避難する。(分散避難) 近隣の震災時避難所に避難する。

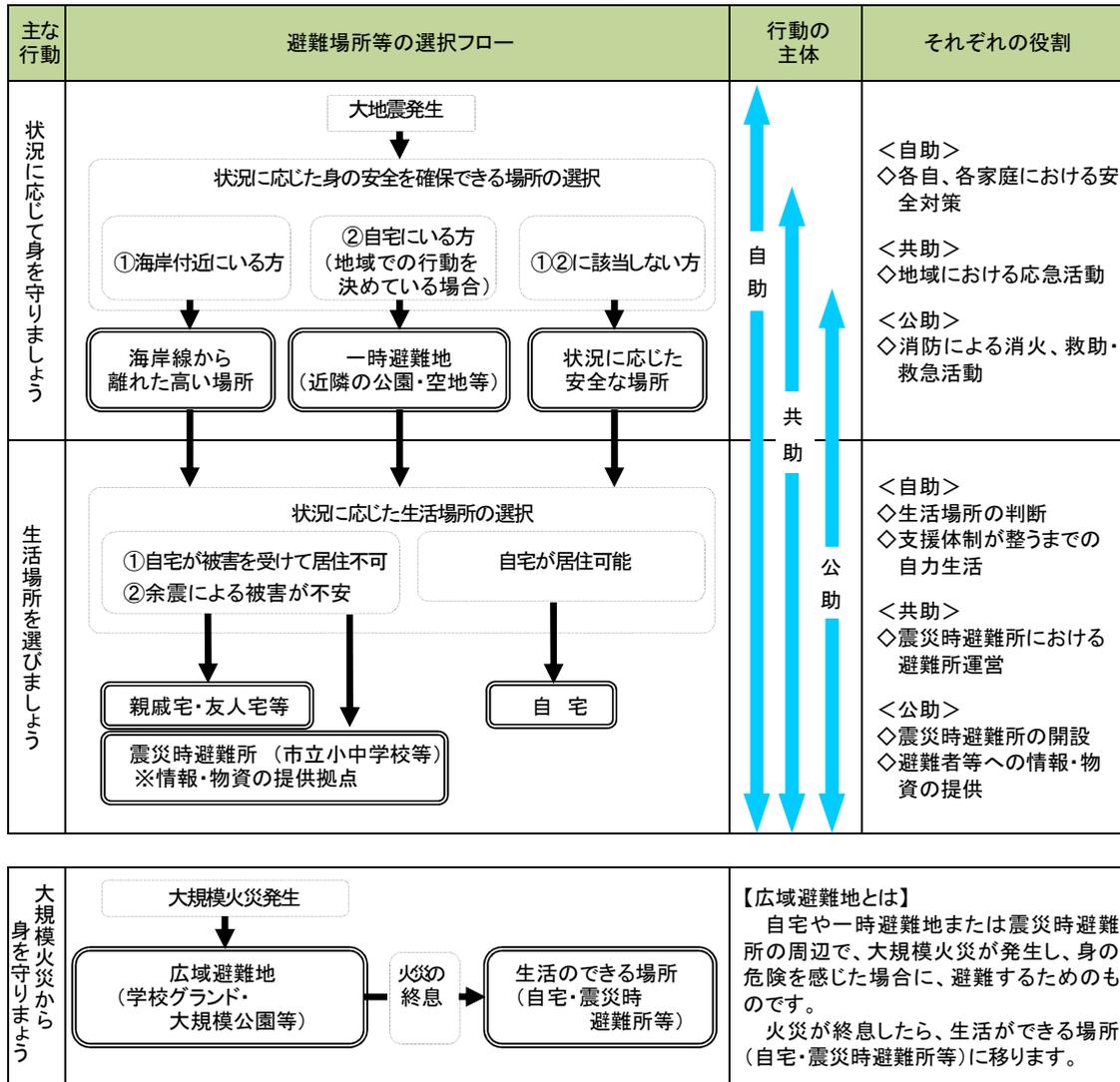
(3) 生活場所を選んだら

→ 『正しい情報を入手し、在宅避難をしましょう』(自宅では)

『自主的な避難生活を送りましょう』(避難所では)

項目	概要
自宅で生活を送る場合	食料や飲料水等の生活に必要な物資は、近隣の震災時避難所等で配給するので、支援情報や生活情報を入手する。
震災時避難所で生活を送る場合	周囲の避難者等と協力して震災時避難所運営委員会を編成し、避難者が中心の自主運営体制を確立する。

震災時における避難体系



2 避難に関する普及啓発方法

震災時に安全に避難を行うためには、震災時避難所や広域避難地のそれぞれの意味合いを理解し、その場所を日頃から把握することが大切である。

そのため、危機管理課は、震災時避難所、広域避難地や避難体系図などを掲載した防災マップを作成し、配布又はホームページ等で公開することにより、普及啓発を実施する。

第2節 震災時避難所（指定避難所）

震災時に、自宅が倒壊するなど、住居を失った被災者の一時的な避難生活の場であるとともに、地域住民の生活の支援拠点となる施設である。

1 震災時避難所（指定避難所）の指定及び指定解除

危機管理課は、「震災時避難所の選定及び指定等に関する要領」に定める選定基準により、震災時避難所を指定する。

また、指定した震災時避難所は、その選定基準が災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所の指定要件を満たしていることから、併せて指定避難所として指定することとする。

ただし、地域においては震災時避難所として浸透・定着していることから、国が示した見解により、本市では今後においても震災時避難所として運用することとする。

項目	概要
震災時避難所の選定基準(概要)	<p>震災時避難所の選定にあたっては、原則、避難者を収容する建物が次の各号に掲げる要素を満たしていることを要する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 避難者1人あたりの占有面積を2㎡(要配慮者にあつては4㎡)として、500人以上収容できること。② 木造建物でないこと。なお、昭和56年5月31日以前に着工した建物にあつては、耐震診断の結果により耐震補強が必要な場合(学校施設にあつては、I_s値が0.7未満の場合。それ以外の施設については、I_s値が0.6未満の場合。)は、耐震補強工事を完了していること。③ 避難対象地域外であること。ただし、当該地域内にある場合は、浸水が想定される階より上階に、①に示す収容能力を有していること。④ 地域の支援拠点として機能するために、敷地内に避難者収容面積の2倍以上の空地を有すること。

2 避難所の周知

危機管理課は、避難が円滑に行われるようにホームページや防災マップ等を活用し、市民にあらかじめ避難所を周知する。

また、避難の際には原則として自動車の使用を避けるなど、避難時の諸注意についても併せて周知を図る。

3 避難所運営体制の整備

(1) 避難所運営体制の整備

すべての震災時避難所に予め、避難所運営委員会を設置するよう、地域住民、行政、施設管理者は努める。

(2) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、各避難所に避難することとなる町内会・自治会の自主防災組織等で構成し、平時から災害時に組織される、震災時避難所運営委員会における役割分担、施設の使用範囲・使用方法、避難所生活のルール等を定めた震災時避難所運営マニュアルの整備を行う。

その際は、危機管理課・保健所企画課が作成した「集団生活における感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」も参考とする。

また、マニュアル等に基づき、災害時に震災時避難所が円滑に運営できるよう、避難所開設・運営訓練を定期的実施し、常に避難所の運営体制の見直しを図る。

(3) 避難所運営委員会活動費補助金の交付

避難所運営委員会の活動が円滑に行われるよう、会議に係る経費や避難所運営訓練における経費などに対し、補助金を交付する。

4 避難所運営連絡会の設置

危機管理課は、避難所へ近隣の複数地区の住民等が避難することから、安全かつ秩序ある避難所運営を実施するため「避難所運営連絡会」を設置し、震災時における避難所間や地域内の連携等について事前に協議する。

項目	概要
設置単位	近接する市立小中学校概ね3校程度を単位として設置 (地区分けの詳細は資料編に示す。)
役割	○避難所同士の連携・協力の事前協議 ○地域外の避難所との協力体制の確立 ○避難所運営訓練等の企画と実施

5 震災時避難所の機能強化

(1) 物資・資機材の整備

危機管理課は、避難生活の場であるとともに周辺住民への支援拠点である震災時避難所の運営に必要な物資・資機材の整備に努める。

また、集団生活の中で発生しやすい感染症の拡大を防止するため、避難所における避難者の過密抑制に資する資機材の整備も併せて努めるものとする。

(2) 避難所環境向上の推進

教育委員会事務局は、避難所環境の向上を図るため、学校施設の整備に併せて、バリアフリー化の推進や防災備蓄倉庫の整備などを進める。

(3) 通信手段の確保

危機管理課は、災害対策本部と各震災時避難所間の通信手段について、防災行政無線の双方向通信機能、災害時優先電話を基本に整備する。

また、災害時における通信が円滑に行われるよう適宜通信訓練の実施に努める。

第3節 福祉避難所

福祉子ども部は、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者、妊産婦等、小学校等の通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設（以下、福祉避難所）を関係部局と連携し整備する。

また、令和3年5月の災害対策基本法施行規則改正を踏まえ、福祉避難所の指定・公示などについて検討を進める。

1 福祉避難所の設置方針

震災後、できるだけ速やかに要配慮者の障害特性等を踏まえた福祉避難所が開設できるように、段階別、障害別等に避難所を定める。

2 公共施設を利用した福祉避難所の指定

公共施設を利用した福祉避難所については、危機管理課が関係部局と事前調整の上指定し、福祉避難所として必要となる物資等について関係部局と連携し整備する。

3 社会福祉施設等との協力体制の構築

専門的なケアを要する障害者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要がある。

福祉子ども部は、危機管理課と事前調整の上、施設機能を低下させない範囲内でこれらの要配慮者等の受入れのための協力体制を整備する。

第4節 大規模火災からの指定緊急避難場所（広域避難地）

1 大規模火災からの指定緊急避難場所（広域避難地）

（1）大規模火災からの指定緊急避難場所（広域避難地）の指定

危機管理課は、災害対策基本法第49条の4に基づき、大規模火災からの指定緊急避難場所を、地域人口や当該空地面積、神奈川県大震火災避難対策計画を参照しながら指定する。

ただし、本市では従前から地震の発生に伴う大規模な延焼火災が発生した場合の熱や煙から身を守るための空気を広域避難地として整備し、地域住民に浸透・定着していることから、国が示した見解により、本市では今後においても広域避難地として運用することとする。

（2）広域避難地標識の整備

危機管理課は、広域避難地が地震による大規模な延焼火災から身を守るための空地であることを踏まえ、緊急時に円滑な避難が行われるよう、地域の実情を考慮しつつ、広域避難地に関する標識等を整備する。

第5節 一時避難地

1 一時避難地の指定

一時避難地は、地震発生後に、地域住民が安全を確認し合う場所であり、地域における応急活動の拠点となる場所である。

そのため行政が指定するものではなく、地域の実情を把握している自主防災組織（町内会・自治会）が次の事項を目安として事前に指定する。

項目	概要
一時避難地選定の目安	○地域単位で避難行動が行えるよう、地域生活圏と関連した場所であること ○地域単位で集合した場合において、安全がある程度確保できるスペースを有すること

第4章 帰宅困難者対策の推進

第1節 帰宅困難者対策の考え方

1 帰宅困難者対策の考え方

帰宅困難者対策は、行政の枠組みを超えた広域的な問題であるとともに、事業者等による対策・支援が大きな役割を果たすものである。

計画及び対策を講じる上では、主体と役割を明確にする一方、連携・協力体制を構築し、具体的な対策を推進していく必要がある。

2 帰宅困難者の発生の抑制

震災直後に状況を確認せず帰宅を開始すると、徒歩で帰宅する者の混乱だけでなく、救命救助や消火活動等の応急活動に支障を及ぼすことになる。

このことから、「むやみに移動を開始しない」、「その場(職場等)にとどまる」という基本原則を事業者に周知する。

3 関係機関の連携強化

帰宅困難者対策は、交通事業者、集客施設、多くの従業員を有する企業、警察、県、市が連携して取り組むべきものであり、平常時から情報交換を行い、災害時に迅速な対応が可能となるよう連携を強化する。

4 災害時帰宅支援ステーションの啓発

危機管理課は、徒歩で帰宅する方に対しトイレや休憩の場の提供がなされるように県と連携し、コンビニエンスストアやガソリンスタンドなど「九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション」となる事業者に啓発する。

第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備

危機管理課は、鉄道駅周辺において帰宅困難者が発生した場合に備え、次の施設を一時滞在施設として施設管理者や事業者と調整を図り、備蓄物資を整備する。

また、一時滞在施設の整備について、公共施設や整備予定のある集客施設や市街地再開発事業による民間施設などの利用を検討する。

なお、一時滞在施設は資料編1-1のとおりとし、津波警報または大津波警報が発表された場合、又は津波による被害が発生した場合は資料編1-2のとおりとする。

第5章 応援・協力体制の整備

第1節 応援の要請・受入れ体制の整備

1 応援の要請及び受入れ体制の整備

大規模災害時には、被害の大きさによっては一自治体の防災体制のみでは、対応が困難となるため、他自治体や自衛隊をはじめとした防災関係機関に対し、応援要請を行うことが必要となる。

このため、関係部局は地震災害時の応援要請・受入れが円滑に行えるよう県地域防災計画及び国の首都直下地震応急対策活動要領等に基づき体制の確立を図る。

また、国の応急対策職員派遣制度についても、活用を検討する。

2 災害時応援協定の締結の推進

関係部局は、他自治体や関係機関に応援を要請した際に、要請に基づく協力が的確に得られるよう、各機関や事業者との災害時応援協定の締結を推進する。

(1) 他自治体との相互応援協力体制の確立

関係部局は、県内市町村、中核市、その他地方公共団体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定等に記載された対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

また、今後とも各協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制を整備する。

(2) 民間事業者や団体との協力

関係部局は、専門的な技術や資機材、物資などを保有し、幅広い的確な応急復旧活動が期待できる民間事業者や団体から積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶなど協力体制を整える。

民間事業者等に期待できる主な分野	内 容
物資の供給等	○食料品や飲料水の供給、炊き出しの実施 ○生活必需品、日用品の供給 ○救援物資の管理 ○建設材、燃料の供給 ○葬祭用品の供給
住家、宿泊施設の提供等	○賃貸住宅の提供、媒介、情報提供 ○宿泊場所の提供
輸送の実施等	○物資の輸送 ○遺体の搬送 ○輸送車両の提供 ○障害物の除去
廃棄物の処理・衛生等	○廃棄物の運搬・処理 ○被災動物の救護活動

民間事業者等に期待できる主な分野	内 容
そ の 他	○被災住宅の修理、解体撤去 ○帰宅困難者の支援

第2節 応援部隊の活動拠点等の整備

1 広域応援活動拠点等の確保

県地域防災計画に規定する広域応援活動拠点等について、本市においては資料編1-3のとおりとし、津波警報または大津波警報が発表された場合、又は、津波による被害が発生した場合は資料編1-4のとおり活用する。

2 広域防災活動拠点

神奈川県が定める広域防災活動拠点は、次のとおりである。

拠点名称	施設名	所在地	使用目的
広域防災活動拠点	県立横須賀工業高校	公郷町4-10	○救援物資集積分配場所 ○広域応援部隊等の受入れ及び防災資機材の貸出
広域防災活動拠点 臨時ヘリポート	不入斗公園 (陸上競技場)	不入斗町1-2	○救援物資・防災資機材等の輸送 ○被災者・防災活動要員の搬送
広域防災活動 備蓄拠点	鎌倉三浦地域 児童相談所	日の出町 1-4-7	広域防災活動等への 防災資機材等の貸出

第3節 応援部隊の活動支援準備

1 ランドマーク表示の整備

危機管理課は関係部局と調整の上、上空から主要施設を認識し、被災状況を容易に把握できるようにするため、地区ごとに市庁舎や学校などの屋上に施設名を表示する。

2 応援・協力機関との連携強化

各部局は防災訓練や図上訓練を実施する際には、訓練の規模や目的などに応じて、自衛隊、警察、県、他都市などの応援機関の参加を求め、災害時における連携の強化を図るものとする。

3 応援の受入れが確実視される業務マニュアルの整備

これまでの他都市で発生した災害対応の事例から、保健師や危険度判定士については、必ず応援を求めると考えられるため、関係部局はこれら応援の受入れ方法等についてのマニュアルを整備する。

第6章 災害医療・防疫体制等の強化

第1節 災害医療体制の整備

大地震が発生した場合には、家屋の倒壊、家具類の転倒やガラスの飛散などによって、多数の負傷者が発生することが予想される。

また、時間の経過とともに救命優先から、感染症・慢性疾患への対応、精神的支援など必要な対応も変化していくことから、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、市民の生命・身体の安全を確保することを目的に、健康部は市医師会との協力の下、災害時の医療体制を整備する。

1 災害時における医療活動場所の確保

震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、資料編1-5のとおり医療活動拠点等を定める。

2 医療活動体制の整備

(1) 初動医療体制の整備

災害発生時における初動医療活動を迅速かつ確実に実施するため、平時からの保健医療活動を基礎に医師会等との連携を強化し、地域医療救護所への医師等医療従事者の派遣体制の充実や医療資機材等の確保を推進する。

(2) 地域医療救護施設の機能整備

災害時における医療活動場所の機能を果たすため、必要な水、電気、通信などの確保に努めるものとする。

(3) 医薬品・医療資機材の確保

災害時における救急医療活動、衛生活動を行うために必要な医薬品・医療資機材を整備し、発災直後の物資確保の困難性及び道路障害による輸送の困難性を考慮して市医師会と協議の上、一定数量を市内各所に分散備蓄する。

また、これらが不足する事態に備え、市薬剤師会や神奈川県、民間事業者との供給体制整備に努めるものとする。

(4) 地域医療救護所等における基本的な備蓄資機材等

備蓄場所	備蓄資機材
地域医療救護所	○内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット ○毛布、簡易ベッド ○非常用ガス発電機、投光器 ○飲料水、非常食 ○携帯トイレ

備蓄場所	備蓄資機材
保健所	○内服薬(保健所のみ)、注射薬、外用薬、消毒薬 ○衛生材料、縫合キット
健康福祉センター	
薬事センター	
市立看護専門学校	

(5) 医療活動の継続

災害時は発生した災害を起因とする負傷者への対応が中心となるが、普段から医療を必要とする方や妊産婦等に対しても適切な情報提供が行えるよう、県と共に体制を整備する。

第2節 医療搬送体制の整備

1 医療搬送の概要

大規模震災時には、多数の負傷者の発生とともに、医療機関の機能低下などにより、被災地域では十分な医療を確保できないことが予想される。

そのため、必要に応じてドクターヘリによる地域医療搬送が行われるとともに、重傷者の救命と被災地域内の医療の負担軽減を図るために、災害派遣医療チーム(DMAT)が被災地域外から派遣され、重傷者の被災地域外への搬送による救命が行われる。

2 医療搬送体制の整備

健康部は、医療搬送が円滑に行われるよう、医療機関の情報収集方法や災害拠点病院からヘリポート等への搬送計画などについて、神奈川県が定める「神奈川県保健医療救護計画」等に基づき関係部局及び関係機関と調整を図る。

第3節 防疫体制の整備

災害発生に伴い、環境衛生の悪化から感染症の発生の可能性も高くなることから、健康部は、防疫活動を円滑に実施する体制の整備に努める。

1 基本的な考え方

災害時における感染症のまん延を防止するため、殺菌、消毒、ねずみなどの駆除、飲料水検査などの体制強化を進める。

また、健康部は、感染症法上対応が必要な感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から危機管理課と連携し、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかハザードマップ等に基づく確認、避難の確保に向けた具体的な検討・調整と必要に応じた情報提供をするよう努める。

2 薬剤・医療資機材の備蓄

感染症の発生防止、被災家屋等の消毒など、防疫業務に必要な薬剤・医療資機材の備蓄を行う。

また、防疫活動の際の医療資機材不足等に備え、関係機関との協力体制を整備する。

第4節 遺体処理体制の整備

大規模災害発生時において、多くの人命が失われる事態に備えて、遺体の身元確認や検視などの遺体の処理体制について、福祉こども部及び健康部は次のとおり準備を実施する。

1 遺体安置所の指定

大規模な震災時には多数の死亡者が発生することが予想されるため、資料編1-6のとおり遺体安置所を定める。

2 運営体制の整備

遺体の収容・処理が滞りなく進められるように県の「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に基づき多数遺体の取扱いに関する手順を定めるとともに、遺体の身元確認、火葬許可、遺族への引き渡し等に関する書類の準備、遺体の見分、検視・検案、保存に必要な資機材の確保に努める。

3 遺体処理応援体制の確立

災害が大規模で、遺体が多数にのぼり、市内の関係機関だけでは遺体の保存（柩、ドライアイス等の資材等の確保）、搬送、埋火葬などの対応が困難な場合に備えて、民間葬祭業者やその他関係機関等との応援協定などにより、体制の確立に努める。

4 仮埋葬に備えた事前準備

遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合に備え、応急に仮埋葬を行う場所を関係部局と調整する。

5 広域火葬体制の強化

多数の死者の発生又は火葬施設の破損等により、市内火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合について、神奈川県広域火葬計画に基づき県及び周辺市町等の協力を得て、広域的な火葬の実施体制の確立を図る。

第7章 災害廃棄物等処理対策の整備

第1節 災害廃棄物等処理体制の強化

災害時に発生する廃棄物は、平時に発生する一般廃棄物と比較して、質及び量の面で大きく異なるものと予想される上、処理施設の被災や道路の寸断などにより収集や運搬、処理を行うことが困難になることも想定される。

そのため、環境部は災害時におけるごみ、し尿等の廃棄物の処理を迅速に行うため、処理体制を整備する。

1 災害廃棄物等

本計画で定める災害廃棄物等は、次のとおりとする。

区 分		廃 棄 物 等
災害廃棄物等	災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生するコンクリートがら等及び片付けごみ（災害被害のあった粗大ごみ等）
	生活系廃棄物	家庭ごみ・避難所ごみ（汚物処理袋含む）、事業系ごみ（一般廃棄物）及びし尿

2 処分・処理計画等の策定

(1) 災害廃棄物等処理計画の策定

災害廃棄物等の収集運搬及び一時保管場所（以下、仮置場）、仮設トイレ配置などに関する処理計画を策定し、災害時における廃棄物等処理を円滑に進めるための体制を整備する。

なお、災害廃棄物の適正処理推進は分別によるところが大きいいため、分別及びリサイクルについても、予め処理計画で定める。

(2) 仮置場の選定

仮置場選定の際には、交通の利便性や周辺的生活環境に十分考慮する。

3 相互応援体制の整備

処理施設の処理能力を超える量の災害廃棄物が排出された場合に備えて、県内自治体及び関係団体と災害廃棄物の処理等に関する相互協力体制の充実・強化を図る。

第8章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送体制の整備

震災時における、物資、資機材、要員の輸送等の対策を円滑に行うため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送体制等をあらかじめ整備する。

1 緊急交通路・緊急輸送道路

(1) 緊急交通路

緊急交通路とは、災害対策基本法第76条第1項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、緊急通行車両（自衛隊、消防、警察等の緊急自動車及び災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要な車両）以外の車両は通行が禁止・制限される。

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、災害時における緊急輸送（被災者の避難、物資輸送等）を円滑に行うための道路である。

第1次及び第2次緊急輸送道路は、主要道路、港湾など拠点を結ぶ道路を道路管理者や自衛隊、県警察などで構成する神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を通じて指定される。

種別	定義等
第1次緊急輸送道路(県指定)	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線
第2次緊急輸送道路(県指定)	第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線
緊急輸送道路補完道路(市指定)	県指定の緊急輸送道路から、震災時避難所や災害医療活動拠点等、応急対策上重要な拠点を連結する路線で、指定については、建設部が関係部局と調整の上指定する。

2 海上輸送体制の整備

県内全域の大規模被災や、陸上の輸送路が被害を受けた場合に備え、海上からの緊急輸送や物資受入れに備えた体制を整備する。

(1) 受入れ港の指定

種別	受入港名(施設名)	所在地	指定機関等
緊急物資受入れ港	横須賀港(平成2号岸壁)	平成町3丁目	神奈川県
	横須賀港(久里浜1号岸壁)	久里浜8丁目	
物資受入れ港	横須賀港(新港1,2号岸壁)	新港町	埠頭施設の被災状況や物資運搬状況等により活用する
	横須賀港(新港3号岸壁)	新港町	
	横須賀港(新港4号岸壁)	新港町	

(2) 物資荷揚げへの対応

海上輸送については、岸壁の被害状況によってはフェリータイプの船で、トレーラーなどの車両が自走して入出庫できる貨物船（以下、RORO船(Roll-On/Roll-Off ship)）による搬送が困難な場合もあるため、RORO船による物資受入れと併せ、震災直後においては漁業訓練船等の船舶での受入れ準備を進める。

3 臨時ヘリポートの整備

市内には、広域応援活動拠点等に常設ヘリポートが3箇所あるほか、神奈川県が広域防災活動拠点として、臨時ヘリポートを1箇所指定している。

しかし、被災によるこれらの施設の使用不能や、市内道路網寸断による陸路での物資配送困難に備え、危機管理課はヘリコプターが離着陸可能な広さの空地を把握しておく。

4 関係機関との連携強化

災害時には応急対策を実施する人員や資機材運搬等多くの輸送需要が発生し、輸送能力の不足が予想されるため、関係部局は、物資等の輸送に関し関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、災害時の輸送力向上に努める。

第2節 緊急通行車両の確保

大規模な震災が発生した場合には、災害応急対策に係る円滑な緊急輸送を確保するため、緊急交通路等において、緊急通行車両以外の一般車両の通行が禁止・制限される。

しかし、災害時には、救援救護や捜索、物資搬送など迅速な応急活動を実施するため緊急輸送手段の確保と運用が必要である。

1 緊急通行の対象車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事するものである。

ただし、道路交通法に規定する「緊急自動車」については、緊急通行車両の登録手続を省略することができる。

項目	概要
緊急通行車両の業務要件	<ul style="list-style-type: none">○警報の発令及び伝達並びに避難指示○消防、水防その他の応急措置○被災者の救難、救助その他の保護○施設及び設備の応急復旧○廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生○犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持○緊急輸送の確保○その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

2 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両は災害発生時において、前項に規定するものが神奈川県公安委員会に申出し確認を受けることになるが、本市においては、地震災害時の応急対策を円滑に実施するため、災害発生前に申出をして緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受けることとする。

関係部局は、災害応急対策活動に使用する予定の車両を事前に危機管理課に報告する。危機管理課はこれを取りまとめ、県公安委員会の定める手続きに従って緊急通行車両の申出を行い、標章及び確認証明書の交付を受ける。

3 民間事業者(防災協定締結団体等)の緊急通行車両

民間事業者(防災協定締結団体等)が所有する車両で、災害発生に伴い本市からの応援要請に基づき出動する車両については、公用車と同様に災害発生前の申出をして、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受けることとする。

民間事業者(防災協定締結団体等)で申出は可能だが、原則、危機管理課でとりまとめて、手続きを行う。

第3節 物資供給体制の整備

1 物資受入れ・供給体制の整備

危機管理課は関係部局と調整の上、救援物資を円滑に受入れ、これらを円滑・効率的に避難所に搬送するため、物資搬送拠点を確保するなど供給体制の整備に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムについても、平時から訓練に参加するなど、その運用体制の整備に努める。

2 民間事業者の協力

救援物資及び義援物資の集積・仕分けについては、市職員が行うよりも物流を専門にする事業者が行うほうが効率的と考えられる。

このことから、平時から倉庫業者や搬送業者と連携を強化しておく。

第9章 災害対応組織の整備

第1節 初動体制の強化

震災時には、初動段階での的確な情報収集や応急対応が、その後の災害対策に重大な影響を及ぼすため、本市における発災後の初動体制の強化を推進する。

1 初動期の連絡体制の確立

各部局が、震災発生時には、情報通信網の被害や混乱により、通常の連絡体制が機能しない恐れがある。

そのため、災害発生時にも職員が参集できるよう、震災時における参集及び連絡体制を強化する。

連絡手段	概要
緊急情報メール	危機管理課は、音声通話の規制や通信の輻輳がある状態でも比較的通信が確保される電子メールにより、職員に配備体制を一斉同報する体制を整備する。
各部局における緊急連絡	災害発生時には、通話が集中することによる通信の輻輳や、通信事業者による通話規制が予想される。 そのため、各部局は緊急情報メールの活用を図るとともに、勤務時間外においても可能な限り職員間の連絡が行われるよう連絡体制の整備を図る。

2 初期活動体制の確立

災害発生時には、通話が集中することによる通信の輻輳や、通信事業者による通話規制が予想されるため、各職員は勤務時間外において「第2節 2 配備指令の発令基準等」の配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、上司等の指示を待つ事なく事前に定められた配備場所に参集する。

ただし、津波警報又は大津波警報（特別警報）が発表された場合は、必要に応じて別途指示等があるまで、配備の一時見合わせ等の安全確保措置を取る。

3 職務代行者の事前指定

初動時において、幹部職員が参集するまでの間又は幹部職員の判断を仰ぐことができない場合の意思決定を遅滞なく行うため、次のとおり市長及び各部局長の職務代理者を第3順位まで事前に定める。

被代理者	職務代理者とその順位
市長 (災害対策本部長)	第1順位 副市長 第2順位 副市長 第3順位 市長室長
副市長 (災害警戒本部長)	第1順位 副市長 第2順位 市長室長 第3順位 危機管理課長
各部局長	各部局活動細部計画で指定する。

第2節 災害に対する組織体制

本市では、次の組織体制により震災時の災害応急対策を行うものとする。

1 震災対応に関する設置組織の区分

(1) 災害警戒本部

災害対策本部の設置に至らない状況においては、横須賀市災害警戒本部設置要綱に基づき「横須賀市災害警戒本部」（以下、災害警戒本部）を設置し、災害種別に応じた関係部局が情報共有を行うことにより、本市域における災害対策等を推進する。

(2) 災害対策本部

大規模な地震が発生した場合や発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「横須賀市災害対策本部」（以下、災害対策本部）を設置し、本市域における総合的な災害応急対策等を推進する。

2 配備指令の発令基準等

災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発生した場合は自動設置とし、原則全部局配備とする。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合 	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合 	全部局 (※2)
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	全部局 (全職員)

- ※災害警戒本部、災害対策本部の設置については今後の影響や被害状況等を踏まえ判断する場合がある。
- ※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。
- ※2 参集する職員は部局の活動細部計画による。

3 配備職員の事前指定等

(1) 配備職員の指定

各部局長は、「第2節 災害に対する組織体制」により各配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準に基づき配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容		配備職員数の基準
災害警戒本部	警戒配備	連絡・調整又は軽微な災害応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
災害対策本部	1号配備	応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
	2号配備	
	3号配備	全職員（※）

※災害時においても優先的に継続すべき業務は、業務継続計画（BCP）に基づき、実施する。

(2) 実践的な応急体制の構築

各部局長は、配備職員の指定にあたっては、災害が発生した場合の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう職員の居住地、災害規模、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等による参集困難等を勘案した実践的な配備体制となるよう考慮する。

また、災害時の参集及び配備、自己の任務について認識させるとともに、参集途上や初動時から適切な行動がとれるよう努める。

4 訓練等の実施

地震の発生を想定した参集訓練、災害対策本部の運営訓練など、実災害時に災害対応組織が円滑に機能することを目的として、各種訓練を実施する。

5 指定管理者への監督等

本市は、一部の公共施設の管理について、住民サービスの向上等を図るため、指定管理者制度により民間事業者等に施設運営を委ねているが、公共施設は、災害時には応急活動拠点等の重要施設としての役割を果たすことになる。

このことから、関係部局は指定管理者制度により施設を運営する場合は、災害発生時に適切な安全管理及び施設の機能維持が行われるよう、指定管理者と調整を図る。

第 10 章 災害に強い人づくりの推進

第 1 節 防災意識の普及啓発

震災時に、被害を最小限にとどめるためには、行政機関と住民が連携して活動することが重要である。

そのため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民がともに正しい知識と経験を持つことを目的として防災知識の普及啓発に努める。

1 本市職員への防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るといふ、本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施 プロジェクトチームによる研究	<ul style="list-style-type: none"> ○地震及び津波に関する知識 ○地域防災計画等の内容 ○震災時避難所の運営支援 ○職員のとるべき行動 ○心肺蘇生法及び A E D 等の応急救護の方法 ○その他必要な事項
危機管理カードや 啓発資料の作成・配布	
各種防災訓練への参加促進	
新規採用時の研修会実施	

2 市民への防災知識の普及

本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、下記のとおり防災知識の普及・啓発や防災意識の高揚を図る。

なお、普及・啓発に際しては、要配慮者（外国人を含む。）への防災知識の普及について十分に配慮する。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に 対する防災講話	<ul style="list-style-type: none"> ○地震及び津波に関する知識 ○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策 ○地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） ○地震発生時の身の守り方、避難の判断方法 ○自主防災活動の重要性 ○震災時避難所及び広域避難地の役割 ○心肺蘇生法及び A E D 等の応急救護の方法 ○救出救助の方法 ○災害教訓の伝承 ○その他必要な事項
防災マップ、防災パンフレット 等の作成・配布	
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	
広報紙の活用	
S N S の活用	

3 地域防災力を高めるための取り組み

大規模な災害が発生した場合、地域の自主的な防災活動が様々な場面で必要となるが、過去の大震災の教訓を活かし、既存の地域コミュニティの活用や充実などを図り、地域の防災力を高める取り組みを推進する。

(1) 地域のコミュニティを活用した地域防災力の重要性の啓発

過去の大震災では、日常の様々なまちづくり活動によって育まれた住民相互のつながりが、地域住民による初期消火、救出・救護、津波からの避難誘導などの応急活動を可能とした。本市では、日頃の地域のつながりを活かし、町内会・自治会の既存の組織を中心として構成した自主防災組織が地域の防災力の強化を図っている。

自主防災組織の防災活動は、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災時の応急活動など幅広く、地域住民の参画・連携が重要となる。そのため、多くの住民や地域事業者が積極的に自主防災の活動に参加できるための取り組みや環境整備を推進するとともに、日頃から自治会・町内会、PTA、子供会等の連携を支援するなど、地域での総合的な安全で安心なまちづくりの重要性を啓発する。

(2) 防災訓練や人材育成などの更なる充実

地域では、毎年、自主防災組織を中心とした自主防災訓練や避難所運営訓練を継続的に実施しているが、地域がより一体となって協力できる関係を築くためにも、事業者や児童、保護者、要配慮者など、幅広い世代や様々な立場の人が参加できる訓練や地域間での連携を図るための合同訓練などを実施し、地域の連携をさらに強化する。

また、自主防災指導員や救命講習終了者を育成し、自主防災訓練などの指導や防災啓発などを指導できる自主防災組織の担い手を養成する。

4 応急手当の普及啓発

(1) 応急手当の普及啓発

消防局は、大規模災害時における市民の救護能力の向上を図るため、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法やAEDの使用などの応急手当を素早く的確に行い、命が助かる可能性を少しでも高められるよう、AED使用方法などの応急手当の方法を普及啓発する。

(2) 応急手当普及の方針

普通救命講習、上級救命講習等を計画的に実施する他、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、AEDの使用方法などの応急手当の方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図る。

また、AED使用方法などの応急手当は反復して受講することで習熟できるため、反復しての受講を併せて啓発する。

5 VRを活用した地震体験

防災対策・減災対策を推進させるためには、防災関係機関の対応能力の向上はもとより、日頃から市民の防災知識や自助精神も養う必要がある。

そのため、VRを活用した地震体験を通して、地震発生時の身の守り方など、防災知識等の普及に努める。

第2節 自助のための防災力の向上

1 市民がとるべき措置

地震による被害を最小限に留めるため、市民一人ひとりが日頃から努めるべき事項を次に示す。

項目	概要
市民が取るべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の向上 ○地域で行う防災訓練への積極的な参加 ○感震ブレーカーなどの出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け ○建物の耐震化、家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置 ○ガラス等の飛散防止措置 ○危険なブロック塀などの改善 ○自宅等で避難生活をおくるための1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 ○発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品、感染症対策品などの非常用持ち出し品の準備 ○震災時における家族の役割分担、連絡方法、避難ルールの取り決め、避難場所の確認などの話合い

2 市民が行う備蓄

大地震に備えて、市民各世帯や個人が食料や生活用品等を備えることが重要である。

備えるべき食料や生活用品等としては、個人や家庭の事情に応じて準備することが重要であり、地震後の生活を支える「非常用備蓄品」、避難時に持ち出す「非常用持ち出し品」の2つがある。

市は、防災訓練や防災講話などの機会に市民に普及啓発を行い、非常用持ち出し品や非常用備蓄品の備えを促進する。

(1) 非常用備蓄品

自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、1週間を自足するための分量を備える。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管する。

項目	概要
非常用備蓄品の例	<ul style="list-style-type: none"> ○非常食品(レトルト食品、ドライフーズ、栄養補助食品、菓子類など) ○飲料水・生活用水(1日1人3リットルを目安) ○携帯トイレ(1人7日分を目安) ○給水用品(ポリ容器、バケツなど) ○卓上コンロ又は固形燃料 ○生活用品(食品ラップ、ビニールシート、トイレットペーパーなど) ※家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品、ペット用品など

(2) 非常用持ち出し品

被災時や非常時に、避難所等での当面の生活をしのぐための物品である。

両手が使えるリュックサックなどに避難の時に必要なものをまとめて、目につきやすい場所に置いておく。

項目	概要
非常用持ち出し品の例	○飲料水(携帯用飲料水) ○非常食(乾パン、アルファ化米、缶詰など) ○応急医薬品(絆創膏、傷薬、鎮痛薬、解熱剤、目薬など) ○衣類(上着、下着、履物、タオルなど) ○携帯トイレ ○感染症対策品(マスク、手指消毒薬、体温計など) ○懐中電灯 ○ラジオ ○生活用品(ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、軍手、予備電池など) ○貴重品(現金・通帳など) ※家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品など

第3節 防災訓練等の実施

地震時の非常事態において、とっさに的確な行動をとるためには、日頃から災害を想定した訓練を積み重ねておくことが重要である。

本市における防災訓練は、次のとおり実施するものとする。

1 防災訓練の種類

(1) 本市職員及び防災関係機関の訓練

市民の生命、身体及び財産を災害から守るといふ、本市の責務を遂行するため、計画的に防災訓練を行うことで、職員及び組織の災害対応能力を高め、災害時における混乱の中で、適切に判断し行動できる力を身につける。

なお、過去の震災を教訓とした避難所運営訓練(避難所運営資機材の訓練を含む。)を避難所運営委員会が主体的に企画できる体制を推進する。

また、各部局においても活動細部計画に基づき実施項目や評価項目を定めて訓練等を実施し、部局職員が災害時に適切に対応できるよう努める。

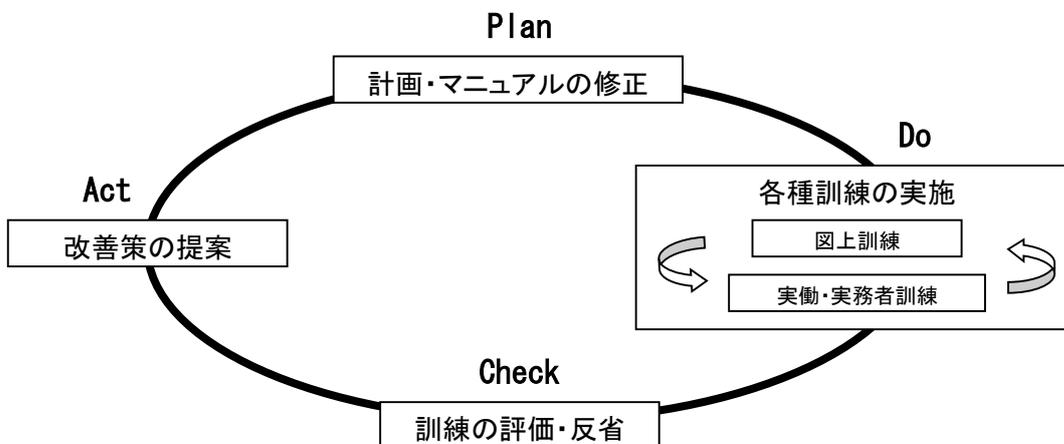
(2) 市民が行う防災訓練

実災害を強くイメージし、自助による適切に身を守る行動、初期消火、救出救助、安否確認、避難場所の判断など、共助により住民自らがまちを被害から守ることを中心とした防災訓練を実施する。

なお、訓練は実際の場面で役立つものとなるよう企画する。

2 災害対応能力向上のPDCAサイクル

本市では、各種防災訓練を活用し、下図のサイクルにより災害対策の向上を図る。



第4節 災害ボランティア活動の環境整備

災害時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応し、生活の安定と再建を進めるには、ボランティアの協力が不可欠である。

そのため、災害発生時に被災者を支援するボランティアの活動が円滑に行えるよう、関係団体と連携した環境整備やボランティアの受入体制の整備を実施する。

1 災害ボランティアの定義等

(1) 災害ボランティアの定義

「被災者の生活の復旧や被災地への復興を支援するため、災害発生時に能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体」と定義する。

(2) 災害ボランティアの区分

災害時におけるボランティア活動は、単純な労働力の提供から専門技術の提供まで多様性があるため、本市においては次のとおり区分する。

区 分	概 要
一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア
専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア
避難所ボランティア	震災時避難所において、専門知識・経験等を活かして活動する事前登録制のボランティア

(3) 災害ボランティアに対する基本的な考え方

災害ボランティア活動は、個人の自主的、自発的な活動であり、公的な施策が行き届かない部分を埋める被災者支援が期待される。

このことから、行政による災害ボランティア活動への過度な関与は行わず、その特性を理解し尊重した上で、協働関係を維持する。

2 災害時ボランティアセンターの整備

災害時ボランティアセンターとは、災害時における一般ボランティアの活動が最大限に活かされるよう、ボランティアの募集・登録及び活動支援を行う機関であり、「災害時における災害時ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、横須賀市社会福祉協議会が設置する。

3 ボランティア受入れ体制の整備

本市及び関係機関は、災害ボランティアの活動が円滑になるよう、県、社会福祉協議会、日本赤十字社、避難所運営委員会等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努める。

区 分	概 要
一般ボランティア	福祉こども部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。
専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。
避難所ボランティア	震災時避難所で事前登録者についての受入れ体制を整備する

第 11 章 災害に強い地域づくりの推進

第 1 節 自主防災活動の促進

地震災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たすのが、地域の力である。

危機管理課は、地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化することを目的として、地域の自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

1 自主防災組織の育成

災害に対する地域連帯及び地域防災活動の推進を図るため、町内会・自治会の住民組織を中心とした自主防災組織の結成・育成を推進する。

(1) 自主防災組織の活動内容

項目	概要
地域の防災計画の作成	「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則として、自主防災組織が中心となって住民の手による地域の防災計画づくりを行う。
防災知識の普及	正しい防災知識を身につけるため、日頃から集会などの機会を利用して防災知識の普及に努める。
防災訓練の実施	自主防災組織が中心となり、実災害での対応を強くイメージした訓練を実施する。また、その活動を促進するため、訓練報償金を支給する。
防災点検の実施	地域内で、災害危険箇所や消火器などの防災資器材について、自主防災組織が計画的に点検を行う。
防災用資器材の整備、保守	自主防災組織の活動に必要な資器材を整備するとともに、災害時において適切に使用できるよう必要な保守を行う。

(2) 自主防災組織の活動支援

結成された自主防災組織に対しては、訓練を通じた防災活動に関する技術的指導や助言、消防団との連携等、組織の活動を充実させるための環境整備を行う。

2 自主防災組織相互の連携強化

広域的な災害への対応力の強化を目的に設置された自主防災組織連絡協議会の活動を支援し、自主防災組織相互間等の協力体制の強化を図る。

3 自主防災指導員の育成

自主防災組織の中核となる指導員を育成するため、自主防災指導員育成講習会を開催し、指導員の育成を図る。

4 自主防災組織に対する助成制度の充実

自主防災組織の防災資器材整備を推進し、組織の円滑な活動を図るため、組織が購入する資器材に対し、補助金を交付する。

第2節 事業者の防災活動の促進

災害時において、市内事業者が、管理する施設や設備の安全性を確保するとともに、災害時における地域の防災活動に貢献するなど、社会的責任を果たすことができるよう、事業者の防災活動の促進に努める。

1 事業者の取るべき措置

事業者は、地域社会の構成員としてその社会的責任を果たせるよう防災体制の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するよう次のとおり努める。

項目	概要
事業所の安全化	事業所施設や設備の安全性を確保し、二次災害を防止する。
防災計画等の整備	防災計画や業務継続計画（BCP）、非常時マニュアルなどを整備し、事業活動や地域経済への影響を最小限度にとどめる。
帰宅困難者の発生抑止	交通機関の復旧見通しが立たない場合には、帰宅困難者等の発生による混乱防止のため、事業所の安全を確認の上、従業員等を一定期間事業所内に留めておく。
非常用品等の備蓄	食料、水、資機材等の備蓄や原材料のストック確保など、事業所内での一時避難や事業継続のための備蓄充実に努める。
従業員・顧客の安全対策	事業所内での人的被害を未然に防ぐ措置を講じるとともに、応急手当技術の習得や従業員の安否確認手法の整備に努める。
地域社会への貢献	平常時における地域活動への参加や自主防災組織等との協力体制の確立などに努める。

2 事業者に対する指導

(1) 自衛消防組織などの育成指導

消防局は、市内企業の自衛消防隊により創設された「消防協力隊」及び企業の持つ組織力を活用して消防防災活動を行う「消防防災協力隊」の育成指導を実施する。

(2) 地域内の自主防災組織との連携の促進

危機管理課は、事業者に対し、地域防災訓練等への参加を求めるなど、平常時から地域の一員として積極的に地域防災活動へ貢献するよう促進する。

(3) 企業防災計画や業務継続計画（BCP）の策定支援

危機管理課及び関係部局は、事業者が地震に備えての事前計画、地震時の活動計画、災害時における業務継続計画などを作成する場合には、アドバイスを必要に応じて行うなど計画の策定を支援する。

第3節 要配慮者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策(災害時要援護者支援プラン(※)、個別避難計画)を推進する。

また、令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、災害リスクのある災害時要援護者を対象とした個別避難計画を作成するためのマニュアルを整備する。

(※)本市では、平成20年度に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、現在も運用しているため、「災害時要援護者支援プラン」と「災害時要援護者名簿」の用語は、そのまま用いる。

1 要配慮者の範囲

震災時における要配慮者の範囲は、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を基本として、次のとおりとする。

分類	対象者
高齢者	○本市にひとり暮らし高齢者登録をしている人 ○要介護3以上の人 ○その他上記に準ずる人
障害者(児)	○身体障害者(児) ○知的障害者(児) ○精神障害者(児) ○その他上記に準ずる人
児童	○乳幼児 ○小学校低学年
負傷者・病弱者	傷病を負っている人
その他	妊婦、外国人など

2 本市及び市民の役割

震災時において、本市及び市民が要配慮者への支援活動を行うにあたっての基本方針を、次のとおり定める。

区分	基本方針
本市の役割	○震災時避難所に、避難生活に特別な配慮を要する要配慮者が生活支援を受けるスペース等を設け、一次福祉避難所とする。 ○一次福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者のために、公共の施設等を二次福祉避難所として指定する。

区 分	基 本 方 針
本市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○二次福祉避難所でも対応が難しい要配慮者を受け入れるため、主に民間社会福祉施設と災害時の受入れ協定を締結し、三次福祉避難所とする。 ○各福祉避難所で要配慮者が必要な支援を受けられるよう、施設・資機材の整備を推進するとともに、避難所生活の長期化等に備えたホテル等の宿泊施設の活用について検討を進める。 ○防災情報メールや緊急通報システムなど、情報の受伝達が困難な者への受伝達手段の整備を推進する。 ○「災害時要援護者名簿」の更新及び提供を適切に行う。 ○要配慮者の支援活動が円滑に実施されるよう、関係機関、団体等との連携を強化する。 ○要配慮者の障害特性等に対する理解を広め、災害時に要配慮者を地域で支える体制づくりを支援する。 ○要配慮者利用施設の管理者に対して、防災に関する説明会の開催に努め、災害時に迅速な対応がとられるようにする。
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○「災害時要援護者名簿」を適切に管理するとともに、災害時には、これを活用した要配慮者の安否確認などを行う。 ○地域における要配慮者への支援活動を行政との相互協力のもと、主体的に取り組む。

3 「災害時要援護者名簿」の作成及び利用

要配慮者に対する避難支援や安否確認など、必要な措置等を実施するための基礎となる名簿を「横須賀市災害時要援護者支援プラン」に基づき、次により作成・利用する。

(1) 名簿に記載する要配慮者の範囲

分 類	対 象 者
高齢者	本市にひとり暮らし高齢者登録をしている人
重度障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等級が1・2級の人 ○知的障害の人 ○精神障害等級が1級の人
要介護認定者	要介護3・4・5の人
その他	その他市長が必要と認める人

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援が必要な理由、緊急時の連絡先、その他支援等の実施に必要な事項を記載する。

なお、「災害時要援護者名簿」は、災害時に支援を希望する人から登録カードの提出を受け福祉こども部が作成する。

(3) 名簿の更新等

要配慮者の支援対策に支障をきたさないよう、「災害時要援護者名簿」への登録を促すとともに、定期的な名簿の更新作業を実施する。

(4) 平時における利用

災害発生時に地域において要配慮者への安全確保のための必要な措置が行えるよう、要配慮者本人の同意により、支援体制の整った町内会・自治会、民生委員・児童委員、横須賀市社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会に名簿を提供し、要配慮者の支援体制の連携強化を推進する。

(5) 災害時における利用

災害が発生又は発生するおそれがある場合においては、必要に応じて防災関係機関等に「災害時要援護者名簿」を提供し、避難支援等の実施について協力を求める。

4 施設等における安全対策

自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、各施設において法令に基づき策定している「業務継続計画」に併せて、次のとおり防災対策を実施する。

項目	基本方針
建物の安全化	建物倒壊や火災被害等を受けないよう、耐震化、不燃化を図る。
設備等の安全化	照明器具や備品などの転倒や落下などの危険がないよう設備の総合的な安全性を高める。
備蓄等の推進	ライフライン等の停止の際にも、施設利用者の生活維持ができるよう、非常発電設備や非常用給水設備の整備、非常用食料、医薬品や感染症対策品の備蓄に努める。
防災教育や 防災訓練の充実	職員の地震防災に関する知識や対応能力の向上を図るとともに、利用者の状況に応じた防災訓練を行う。
緊急連絡体制の 整備	○保護者や家族等と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡網や安否確認の方法を整備する。 ○災害時における輻輳・通話規制時においても関係機関へ連絡が行えるよう、携帯電話メール等による通信運用の整備に努める。
施設利用者への 防災知識の普及	施設の利用者に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。
防災計画の策定	ハザードマップ等を参考に土砂災害警戒区域等の災害リスクを把握し、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた実効性のある防災計画を作成する。
地域社会との 連携	災害時における避難行動を円滑に行うため、日頃から地域にとけ込んだ施設となるように努め、地域住民との連携を強め、災害時には協力が得られるような体制づくりに努める。

5 避難確保計画の作成

(1) 避難確保計画の作成

横須賀市地域防災計画風水害対策計画編 別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地」に定める土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成し、市長に提出する。

- ア 土砂災害時の防災体制に関する事項
- イ 利用者の土砂災害時の避難誘導に関する事項
- ウ 土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ その他利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(2) 避難訓練の実施、報告

別紙に定める要配慮者利用施設は、土砂災害防止法第8条の2第5項に基づき、土砂災害に関する情報等の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を実施し、市長に報告する。

6 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制

国、県、市は、協力・連携し、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築する。

【参考】点検の際の役割分担の考え方

非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について次の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進める。

計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）
(イ) 避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）
(ウ) 避難施設	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自営水防組織	○（組織）	○（業務内容）

出典 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」

7 外国人への支援

市長室は、日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の災害時における安全を確保するため、NPO法人横須賀国際交流協会等関係団体及び関係部局の協力のもと次のとおり実施する。

項目	基本方針
外国人向けの防災・災害情報の提供	○在住外国人向けの多言語パンフレットの配布のほか、危機管理課と連携し、ひらがな・英文による防災情報メールサービスを提供する。 ○外国人及び災害時外国人サポーター向けの講座を開催するなど様々な機会を通じて、防災・災害情報の提供を行う。
情報提供時の配慮	○多言語による情報提供を行うとともに、生活習慣等に違いがあることから、日本では常識である情報についても積極的に提供する。 ○避難に関する案内や情報提供の際に、やさしい日本語やピクトグラム(絵文字)を使用する等の工夫を図る。
国際交流ボランティアの活用	平時から国際交流ボランティア団体の活動を支援し、在住外国人への防災・災害知識の普及啓発に努める。
外国人向け防災放送	気象警報など緊急性の高い情報については防災行政無線で日本語と英語の放送を行う。
外国人を交えた防災訓練	○地域に居住する外国人の状況を把握した上で、町内会・自治会等の協力を得ながら、外国人を交えた防災訓練を実施する。 ○外国人を雇用している企業では、外国人を交えた防災訓練の実施を心がける。

第4節 児童福祉施設等における防災対策の推進

1 施設等の防災対策の推進支援

関係部局は、児童福祉施設等において、災害に対する安全対策が適切に図られるよう「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」を策定し、防災環境の整備や支援等を行う。

2 施設等における安全対策

児童福祉施設等の施設管理者は、「第3節 4 施設等における安全対策」及び「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」に基づき、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施など、施設における防災対策の充実を図る。

第5節 ジェンダー平等の推進と多様な性の尊重

関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、ジェンダー平等の視点を意識した策定に努める。

その際は、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点到慮するとともに、性的マイノリティ（LGBTQ+）の抱える困難を意識して実施するものとする。

第12章 津波対策

第1節 津波対策の推進

津波による被害を最小限にとどめるためには、一人ひとりが津波の危険性や対処方法などの基礎知識を持ち、迅速に適切な行動を取ることが重要である。

このため、東京湾と相模湾の両湾に面し、比較的丘陵地帯が海岸線に迫る本市の地勢特性に応じた津波対策を、県が策定する海岸保全基本計画と整合を図り進める。

1 津波予報区

本市沿岸における大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下、津波警報等）の発表区域単位である「津波予報区」については、観音崎東端を境に東京湾北側が「東京湾内湾」、観音崎東端を境に東京湾南側から相模湾沿岸が「相模湾・三浦半島」となっている。

2 避難対象地域の指定

危機管理課は、県の津波浸水予測図等に基づいた浸水区域を、避難行動を優先して行う必要がある避難対象地域と指定し、市民が迅速に避難できるよう啓発に努める。

また、県知事が「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を行った場合には、該当指定地区の避難体制の整備や住民への周知など必要な措置を講じる。

3 津波情報伝達体制の整備

津波は地震発生後数分で到達する場合もあり、住民の迅速な避難行動が必要とされる場合もあることから、津波情報や避難行動の伝達については、「第2章 第2節 情報通信網の整備」により体制を整備する。

また、緊急速報メールの活用について市民等へ周知を図る。

4 津波による施設への影響軽減

施設	内容
港湾・漁港施設等	港湾部は、所管する港湾・漁港施設等について、老朽度、天端高の点検及び耐震性診断を進めるとともに、安全性や津波への有効性について問題がある施設については、改修、補修、補強等の措置を国・県と協力の下、計画的に実施する。
河川護岸	建設部は、建設年度の古い河川護岸の点検を実施し、改修・補強・嵩上げ等の必要な対策を実施する。
下水道施設	上下水道局は、津波の影響が予想される処理場やポンプ場等について、津波の影響を最小限に留めるための必要な対策を実施する。

第2節 津波に対する防災意識の啓発

1 津波ハザードマップの作成

危機管理課は、地域の特性に応じた適切な避難行動や津波に対する理解を促進し、より市民がわかりやすく避難の際に活用できる津波ハザードマップを作成し、ホームページで公開するなど周知を行う。

2 津波に対する基本行動の周知

危機管理課は、津波から身を守るための心得、「地震がおきたら海岸から離れた高いところへ」を基本とした正しい知識を、津波ハザードマップ、ホームページ、パンフレット等や防災訓練、講演会などの機会を通じて普及啓発する。

津波から身を守るための3か条

- ①強い揺れや長い周期の揺れを感じたら海岸から離れた高いところへ避難する。
- ②津波警報・注意報が発表されたら海岸から離れた高いところへ避難する。
- ③安全な場所で、テレビ・ラジオ・防災行政無線等から正しい情報を入手する。

3 標高の表示

危機管理課は、市民が日頃から生活する場所の標高等を意識し、迅速な避難行動が取れるように公共施設を中心に市域への標高表示を進める。

第3節 地域等における津波対策の推進

1 津波からの避難対策の推進

危機管理課及び関係部局は、地域等での津波対策の充実を図るため次の対策を実施する。

項目	内容
避難路の整備	津波から避難する際の高台への避難路については日常の生活道路を活用し、拡幅や階段整備、手摺設置等の整備を進める。
一時的な避難場所の確保	津波到達まで時間的余裕が無い場合や、地形的に高台が存在しない場合などの緊急避難のため、高層マンションや民間施設などを津波一時避難施設として利用できるよう協力要請する。
避難対象地域における対応	避難対象地域における津波警報発表時の住民避難誘導を円滑に行うため、津波ハザードマップを基に関係部局や地域住民とともに検討の上、「津波避難計画」の策定に努める。

2 施設等の安全対策

(1) 市が管理、運営する施設

今後設置する行政関連施設は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に設置することが望ましいが、やむを得ず浸水が予想される地域に設置する場合には、非常電源設備や非常用通信機器の確保などの浸水対策を講じる。

(2) 要配慮者利用施設等

要配慮者利用施設や社会福祉施設についても、行政関連施設同様できるだけ浸水の危険性が低い場所に設置することが望ましいが、浸水が予想される地域に設置されている施設管理者に対しては、安全な避難スペースの確保や避難誘導體制の整備などの支援方策の検討に努める。

第4節 津波災害への対応

津波が発生又は津波警報等が発表された場合に備えて、次のとおり対応体制等を整備する。

1 本市の組織体制

津波警報等の発表に備え、「第9章第2節 災害に対する組織体制」により体制を整備する。

なお、地震発生により既に災害対応組織が立ち上がっている時に、津波警報等の発表があった場合は、高いレベルの災害対応組織で対応する。

2 市が管理、運営する施設等の利用者の安全対策

市が管理する施設で、不特定かつ多数の者が出入りする施設等を所管する部局は、次の事項に配慮した利用者の安全確保体制を整備する。

項目	内容
配慮する事項	○利用者への津波警報等の正確な伝達 ○利用者の混乱、パニック防止 ○利用者の安全を確保するための避難場所等の選定 ○保護を必要とする幼児、児童生徒等に対する対応 ○情報を入手するためのテレビ・ラジオ等の準備

3 津波浸水エリアにある公共施設等の安全対策

津波浸水エリアにある公共施設等（資料編1-7）で、多数の者が避難する施設については、津波浸水エリア外や強固な建物の垂直避難などの避難誘導対策を実施するための安全確保体制を整備する。

4 避難誘導及び水防活動等に関わる防災関係職員の安全対策

津波監視や避難誘導、水防活動等に関わる職員の津波からの危険を回避し、安全を確保するため、関係部局はこれらの対応にあたる場合の行動基準を定める。

